

振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

【悪 臭】

悪臭規制基準

悪臭防止法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、①事業場の敷地境界の地表における悪臭物質濃度、②煙突その他の気体排出口における悪臭物質濃度、③事業場の敷地境界における排出水に含まれる悪臭物質濃度の3種類の規制基準を定めることとされている。

規制地域内の事業場から排出される悪臭物質が規制基準に適合せず、その排出によって住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は改善勧告、さらには改善命令を発動することができるが、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

悪臭規制地域

悪臭防止法においては、悪臭物質の排出規制の対象となる地域を都道府県知事等が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域とは、公害問題として公法上・行政上の規制を行うことにより公益的な見地から解決する必要があると認められる地域である。

悪臭防止法

事業活動によって発生する特定悪臭物質（22物質を指定）の排出を規制する法律。悪臭は、都道府県知事が地域を指定して排出の規制を行う。

臭 気

におい。例えば次の表に示すように分類される。

臭気の種類と種類（一例）

臭気の大分類	臭 気 の 種 類
1 芳香性臭気	メロン臭、すみれ臭、にんにく臭、きゅうり臭 など
2 植物性臭気	藻臭、青草臭、木材臭、海藻臭 など
3 土臭、かび臭	土臭、沼沢臭、かび臭 など
4 魚介臭	魚臭、肝油臭、はまぐり臭 など
5 薬品性臭気	フェノール臭、タール臭、油臭、油脂臭、パラフィン臭、硫化水素塩素臭、クロロフェノール臭 など
6 金属性臭気	かなげ臭、金属臭 など
7 腐敗性臭気	厨芥臭、下水臭、豚小屋臭、腐敗臭 など
8 不快臭	魚臭、豚小屋臭、腐敗臭などが強烈になった不快な臭い

臭気強度

官能試験法による臭気の数値化方法の1つであり、日本では悪臭防止法の制定時から、6段階臭気強度表示法が広く使われている。

臭気指数

悪臭防止法において、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値として定められたもの。人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで、気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定される。

臭気濃度

官能試験法による臭気の数値化方法の一つであり、対象臭気は無臭の清浄な空気希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍数を臭気濃度という。つまり、臭気濃度1,000の臭気とは、無臭空気希釈して初めてにおいが消える臭気のことをいう。臭気濃度を対数変換したものを臭気指数表示という。

特定悪臭物質

特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的に見ると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などが挙げられる。悪臭防止法では、22の物質を特定悪臭物質として定めている。